2026.6.1-

電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う
電子的診療情報連携体制整備加算
について以下のとおり対応しております。

◆オンライン請求を実施しております。

◆オンライン資格確認を行う体制を有しております。

◆電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室、処置室で閲覧または活用できる体制を有しております。

◆マイナンバーカードの健康保険証利用について、一定程度の実績を有しております。

◆医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及びホームページに掲載しております。

医療法人
諸隈病院
MOROKUMA HOSPITAL